

2026年5月29日

各位

会社名 株式会社NPT
(コード：311A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役兼執行役員CEO 原 健一郎
問合せ先 取締役兼執行役員CFO 大貫 篤志
TEL 03-6455-7150
URL <https://neopt.jp/>

(再訂正) 「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2026年5月19日に公表いたしました「(訂正) 「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について」について、記載内容に一部修正すべき事項がありましたので、下記の通り修正いたします。修正箇所には網掛けを付して表示しております。

記

1. 修正の理由

当社は、上場廃止の申請が東京証券取引所に受理された後、上場廃止日の2営業日後である2026年8月3日(予定)をもってその効力が生じるものとして、当初は株式の譲渡制限を付すことを変更案としておりましたが、慎重に検討を重ねた結果、株式の譲渡制限は付さないこととしたものです。

2. 訂正の内容

【訂正前】

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、上場廃止の申請が東京証券取引所に受理された後、上場廃止日である2026年7月30日(予定)にその効力が生じるものいたします。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>【新設】</p> <p>(株式の譲渡制限)</p> <p>第9条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>【削除】</p> <p>(株式の譲渡制限)</p> <p>第9条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p>第10条～第11条 【現行どおり】</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法律省令で定めるものの全部または一部について</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条 【現行どおり】</p> <p>【削除】</p>

て、議決権の基準日までに書面交付 請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条～第17条（条文省略）

第4章 取締役および取締役会

第18条～第30条（条文省略）

第5章 監査等委員会

第31条～第33条（条文省略）

【新設】

【新設】

【新設】

第14条～第16条【現行どおり】

第4章 取締役および取締役会

第17条～第29条【現行どおり】

第5章 監査等委員会

第30条～第32条【現行どおり】

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任の方法）

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

<p>【新設】</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第34条～第37条 (条文省略)</p> <p>附 則</p>	<p>第37条～第40条【現行どおり】</p> <p>附 則</p>
<p>【新設】</p>	<p>(現行定款第9条の変更の効力発生日)</p> <p>第2条 現行定款第9条(株主名簿管理人)の変更は、2026年6月30日開催予定の臨時株主総会に付議される「定款一部変更の件(1)」が原案どおり承認可決されること及び三菱UFJ信託株式会社との間の株主名簿管理人委託事務契約書の終了を条件として、上場廃止日(2026年7月30日(予定))にその効力を生じる。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(現行定款第9条を除く本定款の変更の効力発生日)</p> <p>第2条 現行定款第9条を除く本定款の変更は、</p>

	<p><u>2026年6月30日開催予定の臨時株主総会に付議される「TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、上場廃止日（2026年7月30日（予定））にその効力を生じる。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>
--	---

【訂正後】

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、上場廃止の申請が東京証券取引所に受理された後、**上場廃止日の2営業日後である2026年8月3日（予定）**にその効力が生じるものいたします。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条（条文省略）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付 請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第17条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第30条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第31条～第33条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条【現行どおり】</p> <p>【削除】</p> <p>第14条～第16条【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第29条【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第30条～第32条【現行どおり】</p>

<p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">(会計監査人の選任の方法)</p> <p>第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">(会計監査人の任期)</p> <p>第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">(会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第37条～第40条【現行どおり】</p>
---	---

附 則	附 則
<p>【新設】</p>	<p>(本定款の変更の効力発生日)</p> <p><u>第2条 本定款の変更は、2026年6月30日開催予定の臨時株主総会に付議される「TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、上場廃止日（2026年8月3日（予定））にその効力を生じる。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>

3. 定款変更の日程

【訂正前】

(3) 定款変更の効力発生日 2026年7月30日（予定）

【訂正後】

(3) 定款変更の効力発生日 2026年8月3日（予定）

以上